



# 佐賀県公報

平成21年  
3月6日  
(金曜日)  
第13132号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

佐賀県知事の所管に属する学校法人及び私立学校法第六十四条第

四項の法人の行うことのできる収益事業の種類(六四・私学文化課) 一

道路の区域の変更(六五・道路課) 一

道路の供用開始(六六・) 一

道路の区域の変更(六七・) 二

道路の供用開始(六八・) 二

道路の区域の変更(六九・) 二

道路の供用開始(七〇・) 三

道路の区域の変更(七一・) 三

道路の供用開始(七二・) 三

県営諸富地区土地改良事業計画変更決定(農地整備課) 四

不在者投票のできる施設の指定の一部改正(告示・九) 四

選挙管理委員会事項

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第六十四号

佐賀県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人の行うことのできる収益事業の種類(平成十七年佐賀県告示第二百二十六号)は、廃止する。

平成二十一年三月六日

### ◎佐賀県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木	籠一四八四番二地先から	後	一一・〇	七〇・〇
	佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木	籠一四九一番一地先まで	前	九・二	
十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木	籠一四八四番二地先から	後	九・二	七〇・〇
	佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木	籠一四九一番一地先まで	前	七・五	

### ◎佐賀県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木籠一四八四番二地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字一津木籠一四九一番一地先まで	平成二一・三・六

◎佐賀県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		幅員メートル	延長メートル
	前	後		
一般国道三三三三号	唐津市浜玉町五反田字築場一一七三番一地从先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで	唐津市浜玉町五反田字松本一〇五四番三地从先から 唐津市浜玉町五反田字松本九七九番一地从先まで	四七・三 八・〇	一、四三六・二
	唐津市浜玉町五反田字築場一一七三番一地从先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで		一五・八 六・五	一、三三三・九

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町南山字玉島二二三五番地先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで	三九・三 九・一 九四一・二
	唐津市浜玉町南山字玉島二二三五番地先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで	一三・〇 六・八 九三五・五

◎佐賀県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三三三三号	唐津市浜玉町五反田字築場一一七三番一地从先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで 唐津市浜玉町五反田字松本一〇五四番三地从先から 唐津市浜玉町五反田字松本九七九番一地从先まで	平成二一・三・六
県道鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町南山字玉島二二三五番地先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地从先まで	"

◎佐賀県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別		幅員メートル	延長メートル
		前	後		
武雄福富線 県道	武雄市北方町大字芦原字山西五七二六番三地从先から			二五・〇	八五五・〇
	武雄市北方町大字芦原字細工町三二〇八番二地先まで			一五・八	
武雄福富線 県道	武雄市北方町大字芦原字山西五七二六番三地从先から			二四・六	八五五・〇
	武雄市北方町大字芦原字細工町三二〇八番二地先まで			一五・八	

●佐賀県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
武雄福富線 県道	武雄市北方町大字芦原字山西五七二六番三地从先から 武雄市北方町大字芦原字細工町三二〇八番二地先まで	平成二一・三・六

●佐賀県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別		幅員メートル	延長メートル
		前	後		
県道 皿屋三河内線	嬉野市嬉野町大字吉田字寺田甲三五一三番一地从先から			六一・〇	三、五七八・一
	嬉野市嬉野町大字吉田字鬼丸乙一九七七番八地先まで			七・六	
県道 皿屋三河内線	嬉野市嬉野町大字吉田字寺田甲三五一三番一地从先から			一一・五	三、六一六・七
	嬉野市嬉野町大字吉田字鬼丸乙一九七七番八地先まで			五・〇	

●佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月六日から平成二十一年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 皿屋三河内 線	嬉野市嬉野町大字吉田字寺田甲三五一三番一地先 から 嬉野市嬉野町大字吉田字鬼丸乙一九七七番八地先 まで	平成二一・三・六

### ○ 公 告

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）諸富地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年4月21日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成21年3月6日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）諸富地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年3月9日から平成21年4月6日まで
- 3 縦覧の場所  
佐賀市役所

### ○ 選挙管理委員会事項

#### ●佐賀県選挙管理委員会告示第九号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月六日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

#### 三 身体障害者支援施設の表中

「 社会福祉法人東方会身体障害者療護施設瑠璃光苑  
伊万里市二里町大里乙四〇三番地  
を

「 社会福祉法人東方会障害者支援施設瑠璃光苑  
伊万里市二里町大里乙四〇三番地  
に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社